（労働安全衛生規則の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五百九十四条の見出しを「（皮膚障害等防止用の保護具）」に改め、同条中「中毒」を「健康障害」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（計画の届出に関する経過措置）

第二条　労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第一項の規定は、平成二十九年四月一日前に同令別表第七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であって、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百四十三号）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号8の2又は第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）別表第一第八号の二に掲げる物（以下「オルト－トルイジン等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

（様式に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第三号による報告書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

（第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置）

第四条　オルト－トルイジン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第四条及び第五条の規定は、適用しない。

（特定化学設備に関する経過措置）

第五条　オルト－トルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第十三条から第十七条まで、第十八条の二、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二から第二十条まで、第三十一条並びに第三十四条の規定は、適用しない。

（出入口に関する経過措置）

第六条　オルト－トルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第十八条の規定は、適用しない。

（警報設備等に関する経過措置）

第七条　オルト－トルイジン等を製造し、若しくは取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場でオルト－トルイジン等を合計百リットル以上取り扱うもので、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第十九条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

（床に関する経過措置）

第八条　オルト－トルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第二十一条の規定は、適用しない。

○経済産業省令第百八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条の七第二項、第二条の八第一項、第二条の十四第一項、第四条第二項、第八条第一項、第十条第一項及び第二項、第十四条第一項、第二十七条の五第一項、第二十七条の十九第一項ただし書、第二十七条の二十第一項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十六第三項、第四十一条、第四十七条第一項及び第二項、第四十八条第一項、第五十一条第一項並びに第五十一条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の十第一項中「書類」の下に「及び事業の休止（廃止）の理由」を加える。

第三条の十三第四項本文中「同項第一号」を「第一項第一号」に改める。

第六条第一項第四号中「場合は」を「場合にあっては」に改め、同項第五号中「場合は」を「場合にあっては」に、「五年」を「十年」に改め、同項第七号中「他」を「他の者」に、「場合は」を「場合にあっては」に改め、同項第八号中「場合は、供給区域の変更についての」を「場合にあっては、当該申請者が供給区域を変更することについての議決に係る」に改める。

第四十五条の八第三項中「直近供給能力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項（法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用する」の下に「場合」を加える。

第四十五条の十一中「書類」の下に「及び事業の休止（廃止）の理由」を加える。

第四十五条の十六第四項本文中「同項第一号」を「第一項第一号」に改める。

第六十七条に次の一項を加える。

2　水力発電所における水力設備（二以上の者が管理するものであって、かつ、これらの者を代表する者と当該水力発電所の設置者が異なるものに限る。）のうち次の各号に掲げるものの設置又は変更の工事をしようとする者が法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合は、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の添付を要しない。ただし、この場合において、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十六条第一項の許可に係る申請書の写しを添付しなければならない。

一　ダム（洪水吐きゲート操作用予備動力設備及び洪水吐きゲートの制御に係る設備を除く。）

二　取水設備

三　貯水池又は調整池

第七十三条の二の二第一号の次に次の一号を加える。

一の二　河川法第二十六条第一項の許可に係る水力発電所の水力設備（二以上の者が管理するものであって、かつ、これらの者を代表する者と当該水力発電所の設置者が異なるものに限る。）のうち次に掲げるもの

イ　ダム（洪水吐きゲート操作用予備動力設備及び洪水吐きゲートの制御に係る設備を除く。）

ロ　取水設備

ハ　貯水池又は調整池

第七十八条第一項第七号中「添付書類」の下に「（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合を除く。）」を加える。

様式第一の七を次のように改める。

様式第１の７（第３条の９関係）

小売電気事業承継届出書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

地位を承継した者が小売電気事業者である場合は、その登録年月日及び登録番号

電気事業法第２条の７第２項の規定により、次のとおり小売電気事業者の地位を承継したので届け出ます。

承継年月日	
被承継者	